

らくなん進都緑化助成事業実施要綱

平成23年4月1日制定

平成25年4月1日改正

平成26年4月1日改正

平成27年2月13日改正

平成29年3月24日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、南部創造のまちづくりの先導地区として位置付けるらくなん進都（以下「地区」という。）内の民有地において緑化を行う企業に対する助成金（以下「助成金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、地区内の民有地における緑化の促進により、地区で働く人や住む人にとって良好な都市環境を創出することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) らくなん進都 概ね北は十条通、南は宇治川、東は東高瀬川、西は国道1号に囲まれたエリアをいい、別に定めるものをいう。
- (2) 民有地 国、地方公共団体、特殊法人若しくはこれらに準じる団体を除く者が所有又は管理する敷地及び建築物をいう。
- (3) 敷地 建築基準法施行令第1条第1号に規定する敷地をいう。
- (4) 建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物（共同住宅、寄宿舎及び下宿を除く。）をいう。
- (5) 緑化 地面又は人工的に造った植栽基盤を植物で覆うことをいう。
- (6) 企業 営利を目的として事業所を設ける法人又は個人をいう。
- (7) 公衆用道路 建築基準法第42条に規定する道路で、幅員が4メートル以上

- のものをいう。
- (8) 植栽基盤 植物の生育基盤である土壌又は土壌の機能を有するものをいう。
 - (9) 屋上緑化 建築物の屋根の部分で、人の出入り及び利用が可能な部分において行う緑化で、植栽の長期間継続した育成に必要な植栽基盤があるものをいう。
 - (10) 壁面緑化 建築物の外壁部分で地上からほぼ垂直に設置された側面において行う緑化で、植栽の長期間継続した育成に必要な植栽基盤があるものをいう。
 - (11) 地上緑化 建築物の存する部分を除く敷地において行う緑化で、植栽の長期間継続した育成に必要な植栽基盤があるものをいう。
 - (12) 緑化面積 別表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の算出方法の欄から得た数値の合計とする。
 - (13) 樹木 高木、中木、低木及びタケ類をいう。高木とは、植栽時の樹高が3メートル以上のものをいい、中木とは、植栽時の樹高が1メートル以上3メートル未満のものをいい、低木とは、植栽時の樹高が0.4メートル以上1メートル未満のものをいう。
 - (14) 地被植物 芝、草本類その他地面を面的に覆う植物をいう。ただし、1年生の植物や野菜類は含まない。
 - (15) 可動式植栽基盤 植栽基盤のうち、プランター、コンテナ等の容器に土壌等を入れて使用するものをいう。
 - (16) つる性植物 つる等を出して建築物の壁面に吸着し、又は支柱等に巻きついて登はん若しくは下垂して成長する植物をいう。
 - (17) 駐車区画 自動車、原動機付自転車又は自転車等を駐車するためのスペースで、構造物や白線、紐等によりスペースが明確に区分されている1以上の区画をいう。
 - (18) 保護材 地被植物を自動車の踏圧から保護するためのブロック等をいう。
 - (19) 生け垣状 中木を緑化延長1メートル当たり、2本以上植栽することをいう。
 - (20) 元請負人 第8条に基づく助成金交付の申請を行う者から第5条第1項に定める助成金の交付対象となる工事（以下「助成対象工事」という。）を直接請け負う者。
 - (21) 下請契約 助成対象工事の全部又は一部について、元請負人以外の者が実施するために締結される請負契約をいう。

(22) 下請負人 下請契約における請負人をいう。

(助成の要件)

第4条 市長は、次の各号に掲げる要件を満たす者（以下「補助対象者」という。）に対して、予算の範囲内において助成金を交付するものとする。

(1) 地区内の公衆用道路に面する民有地についてその所有又は管理する企業が、
屋上緑化、壁面緑化又は地上緑化を実施すること

(2) 100平方メートル以上の緑化を実施すること。ただし、複数の種類の緑化
を実施する場合は、全体の緑化総面積が100平方メートル以上であること

(3) 屋上緑化においては、次に掲げる要件を満たすものであること

ア 対象となる植物は、樹木及び地被植物とする。

イ 植栽基盤の厚さは5センチメートル以上とし、可動式植栽基盤の使用も可能とする。

ウ 植栽基盤として可動式植栽基盤を使用する場合は、容量が50リットル以上のものを使用すること。

エ 緑化を行った後3年以上の間、当該緑化を行った箇所を、原則として、毎年一定期間、一般に公開すること。

なお、公開に当たっては、転落防止柵の設置その他の安全対策を講じること。

(4) 壁面緑化においては、次に掲げる要件を満たすものであること

ア 建築物の壁面において登はんする（以下「登はん型」という。）、若しくは下垂する（以下「下垂型」という。）又は植栽基盤を用いた（以下「壁面基盤型」という。）3種とし、樹木、多年生つる性植物又は地被植物を用いること。
ただし、壁面基盤型については、1年生植物も対象とする。

イ 登はん型及び下垂型の場合は、植栽延長1メートル当たり3本以上植栽すること

ウ 壁面基盤型の緑化に1年生植物を使用する場合は、1平方メートル当たり12株以上を植栽すること

エ 植栽基盤として可動式植栽基盤を使用する場合は、容量が50リットル以上のものを使用すること

- オ 公衆用道路から緑化の全容が確認できること。全容が確認できない場合は、緑化を行った後3年以上の間、当該緑化を行った箇所を、原則として、毎年一定期間、一般に公開すること。
- (5) 地上緑化においては、次に掲げる要件を満たすものであること
- ア 対象となる植物は、樹木及び地被植物とする。
- イ 公衆用道路から緑化の全容が確認できること。全容が確認できない場合は、緑化を行った後3年以上の間、当該緑化を行った箇所を、原則として、毎年一定期間、一般に公開すること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業については、助成金を交付しない。
- (1) 同一の私有地について既に本市の助成制度に基づく助成金の支給を受けたことがある場合。ただし、緑化を増加させる場合は、この限りでない。
- (2) 緑化を行う場所が、日が当たらない軒下、屋内、樹木の根が正常に発達することができない地盤その他の植物の成長に支障が生じるおそれがある場合
- (3) 緑化による産物の販売や、課金を目的とする緑化箇所の公開等、明らかに営利目的であると判断される場合
- 3 法令等により緑化を義務付けられている場合は、その基準を超えた部分の緑化を助成の対象とする。
- 4 補助対象者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当するものであってはならない。

(助成の対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費（緑化を行うために必要となるものに限る。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 植栽基盤の造成に伴う既設の構造物の撤去に係る工事費
- (2) 植栽基盤の造成及びかん水施設の材料費及びその工事費
- (3) 土壌、肥料、支柱及び植物その他これに類するものの材料費
- (4) 植栽工事費
- (5) 壁面緑化の誘引資材の材料費及びその工事費
- (6) 駐車区画の緑化の保護材に係る材料費及び工事費
- 2 前項の規定にかかわらず、消費税及び地方消費税に相当する額、既存の材料を流用

する場合の材料費並びに工事を申請者自らが行う場合の工事費は、対象外とする。

(工事施工者の要件)

第6条 助成対象工事を施工する者（下請契約を締結する場合は、元請負人又は下請負人のいずれかを指す。以下「工事施工者」という。）は、本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者（個人の事業者を含む。）でなければならない。ただし、申請者が自ら施工する場合はこの限りではない。

2 元請負人が本市の区域内に本店又は主たる事務所を置いている者に該当しないときは、当該元請人は建設業法第3条第1項に基づく許可を受けていなければならない。ただし、助成対象工事が建設業法第2条第1項に定める建設工事に該当しない場合は、この限りではない。

(助成金の額)

第7条 助成金の額は、次に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる額（当該金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 屋上緑化

前条に規定する経費の2分の1に相当する額。ただし、当該額が200万円を超えるときは、200万円

(2) 壁面緑化

前条に規定する経費の2分の1に相当する額。ただし、当該額が100万円を超えるときは、100万円

(3) 地上緑化

前条に規定する経費の2分の1に相当する額。ただし、当該額が200万円を超えるときは、200万円

2 前項各号の事業を重複して実施する場合の助成金の額は、当該各号に掲げる額の合計額とする。ただし、当該合計額が200万円を超えるときは、200万円とする。

(交付の申請)

第8条 助成金の交付を受けようとする補助対象者は、事業に着手しようとする日の14日前までに、らくなん進都緑化助成交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類

を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の実施予定場所を示す位置図
- (2) 事業の概要を示す計画図（平面図，立面図，断面図）
- (3) 事業の実施予定場所の現況写真
- (4) 事業に要する費用の見積書の写し
- (5) 助成対象工事に係る下請負人リスト（第6条第1項の規定に適合する工事施工者が下請負人のみである場合に限る。）
- (6) 申請者と事業の実施予定場所の所有者が異なる場合は，当該所有者の承諾書
- (7) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定等）

第9条 市長は，前条の交付申請があったときは，申請内容を審査し，申請を受理した日から14日以内に，助成金の交付及び交付予定額又は助成金の不交付を決定し，その旨を，らくなん進都緑化助成交付決定通知書（第2号様式）又はらくなん進都緑化助成不交付決定通知書（第3号様式）により，前条の交付申請を行った者に通知するものとする。

（申請事項の変更等）

第10条 前条の規定による交付決定通知書を受け取った者（以下「補助事業者」という。）は，やむを得ない理由により事業の内容，経費の配分又は事業完了予定日を変更しようとするときは，らくなん進都緑化助成変更承認申請書（第4号様式），変更内容の概要を示す計画図（平面図，立面図，断面図）及び新たな見積書の写しを市長に提出し，その承認を受けなければならない。ただし，交付予定額に変更が生じない事業の内容又は経費の配分に係る軽微な変更の場合は，この限りでない。

2 市長は，前項の規定による申請書の提出があった場合において，変更を承認することを適当と認めるときは，その旨を，らくなん進都緑化助成変更承認通知書（第5号様式）により，補助事業者に通知するものとする。

（事業の実施等）

第11条 補助事業者は，助成金の交付の決定を受けた年度の3月14日までの間で市

長が指定する期日までに事業を完了し、らくなん進都緑化助成実績報告書（第6号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業の施工中及び事業完了状況を示した写真
- (2) 事業に要した費用の支払領収書（内訳の分かるもの）の写し
- (3) 下請契約に係る契約書又はこれに代わる書類の写し（第6条第1項の規定に適合する工事施工者が下請負人のみである場合に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付額の決定等）

第12条 市長は、前条の規定による報告書の提出があったときは、補助事業者の立会いのうえ、速やかに完了検査を実施し、第8条の規定による助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、完了検査を実施した日から10日以内に助成金の交付額を決定し、らくなん進都緑化助成交付額決定通知書（第7号様式）により、補助事業者に通知する。

2 前項に規定する完了検査に補助事業者が立ち会わないときは、検査結果についての抗弁は認めない。

（維持管理等）

第13条 補助事業者は、事業が完了した年度末から5年以上、当該事業により緑化した箇所の保護育成及び適切な維持管理を行わなければならない。

2 補助事業者は、事業の実施年度の翌年度末から3年間、らくなん進都緑化助成維持管理等報告書（第8号様式）により、市長に公開状況、維持管理状況及び緑化の効果を報告しなければならない。

3 補助事業者は、京都市が行う緑化に関する事業において、助成金の交付を受けた事業に係る施設、事業内容、写真等を利用し、又は公表することに同意するものとする。

（補則）

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、所轄局長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の実施前に、らくなん進都緑化助成モデル事業実施要綱（平成21年8月4日制定）第7条の規定により助成金の交付の通知を受けたものは、第7条の規定により助成金の交付の決定の通知を受けたものとみなして、この要綱を適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成27年2月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 緑化面積の算出基準（第3条関係）

区分	算出方法												
共通事項	<p>(1) 緑化を実施した総面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。</p> <p>(2) 舗装や石材等の人工構造物で被覆されている箇所は、面積から控除する。</p> <p>(3) 屋上緑化と壁面緑化にプランター等を使用する場合は、各々の植栽基盤の面積（延長）を合計する。</p> <p>(4) 地上や屋上に柵ものでつる性植物を植栽する場合、つる性植物で被覆することを計画した柵の部分は面積（水平投影面積）として算出しない。</p>												
屋上緑化	<p>(1) 緑化面積は、植栽基盤の面積とする。ただし、緑化された面積と著しく異なる場合は、区分地上緑化の（1）から（4）により算出した面積を緑化面積とする。</p> <p>(2) 植栽時の樹木の樹冠が植栽基盤外に及ぶ場合も、面積は植栽基盤の部分とする。</p> <p>(3) 植栽基盤の土留め部の天端は、面積として算出しない。</p>												
壁面緑化	<p>(1) 緑化面積は、緑化延長に1メートルを乗じた面積とする（植栽時に高さが1メートルに満たないもの、1メートルを超える場合も一律1メートルを乗じることとする。）。</p> <p>(2) 壁面緑化の延長が建築物壁面の延長を超える場合は、建築物壁面の延長を上限として算出する。</p> <p>(3) 緑化した部分が上下に重なる場合（登はん型と下垂型）は、重複して面積を算出しない。</p> <p>(4) 壁面基盤型の緑化については、植栽基盤の面積を緑化面積とする。</p>												
地上緑化	<p>(1) 単木で植栽する場合には、樹木ごとの植栽時の樹冠水平投影面積を算出することとし、その面積を合計したものを緑化面積とする。また、樹木の面積は、下記の表により簡易に算出する。</p> <table border="1" data-bbox="507 1473 1305 1756"> <thead> <tr> <th data-bbox="513 1482 722 1520">樹木の種類</th> <th data-bbox="727 1482 1098 1520">植栽時の地上高</th> <th data-bbox="1102 1482 1299 1520">面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="513 1527 722 1599">高木</td> <td data-bbox="727 1527 1098 1599">3.0メートル以上</td> <td data-bbox="1102 1527 1299 1599">3.0平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1606 722 1677">中木</td> <td data-bbox="727 1606 1098 1677">1.0メートル以上 3.0メートル未満</td> <td data-bbox="1102 1606 1299 1677">0.5平方メートル</td> </tr> <tr> <td data-bbox="513 1684 722 1756">低木</td> <td data-bbox="727 1684 1098 1756">0.4メートル以上 1.0メートル未満</td> <td data-bbox="1102 1684 1299 1756">0.2平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>ただし、簡易に算出した樹木の面積と現地の状況が著しく異なる場合には、別途現地の状況を勘案して算出する。また、タケ類等の地上高に比べて樹冠水平投影面積が著しく小さい場合は、基本的に高木は中木の面積で、中木は低木の面積で算出する。</p>	樹木の種類	植栽時の地上高	面積	高木	3.0メートル以上	3.0平方メートル	中木	1.0メートル以上 3.0メートル未満	0.5平方メートル	低木	0.4メートル以上 1.0メートル未満	0.2平方メートル
樹木の種類	植栽時の地上高	面積											
高木	3.0メートル以上	3.0平方メートル											
中木	1.0メートル以上 3.0メートル未満	0.5平方メートル											
低木	0.4メートル以上 1.0メートル未満	0.2平方メートル											

	<p>(2) 生け垣状に緑化する場合は、緑化延長に1メートルを乗じた面積とする。</p> <p>(3) 植物同士が重なる部分は、重複する部分を合計面積から控除する。</p> <p>(4) 植栽時の地上高が0.4メートル未満の樹木及び地被植物の場合は、植栽基盤の面積を基本として緑化面積を算出するが、株物の場合、1株当たり0.03平方メートルで簡易に算出する。</p> <p>(5) 駐車区画を緑化する場合、地被植物の保護材の面積が、緑化する駐車区画の面積の3分の2未満である場合は、保護材の面積も緑化面積に含むこととする。また、保護材の面積が3分の2以上の場合は、地被植物の面積のみを緑化面積とする。</p>
--	--